

桜ヶ丘ミュージアム協議会設置要綱

(目 的)

第1条 市長の諮問に応じ、豊川地域文化広場桜ヶ丘ミュージアムにおいて、豊川市が主催する美術品及び考古・歴史・民俗資料の展示に関する企画及び運営について助言を述べるとともに、展示及び資料収集に関する専門的・技術的な指導を行うため、桜ヶ丘ミュージアム協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(委 員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 学校教育又は社会教育の関係者

2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、市民部文化振興課において行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。